毎週月.水.金曜日発行

号 外(8)

┌────── 目 次 ─────	
人事委員会規則	
○富山県人事委員会の権限の一部を事務局長に委任する規則の一部を改正す	
る規則	1
○職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	2
○富山県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正す	
る規則	
○県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規	0
	3
○県職員及び県費負担教職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則 る規則	4
○ ○ □ ○ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	4
る規則	5
○級別職務に関する規則の一部を改正する規則	Ü
○富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正す	
る規則	8
○管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	
○寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則	9
○特殊勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	10
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	12
人事委員会告示	
○選考により採用又は昇任させる職の範囲についての一部改正	13
○選考の委任についての一部改正	

則 vvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvv

富山県人事委員会の権限の一部を事務局長に委任する規則の一部を改正する規則 を次のように定め、公布する。

令和3年3月26日

富山県人事委員会

委員長 川 端康 夫

富山県人事委員会規則第8号

富山県人事委員会の権限の一部を事務局長に委任する規則の一部を改 正する規則

富山県人事委員会の権限の一部を事務局長に委任する規則(昭和27年富山県人事 委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第20号中「係長級」を「課長級」に改める。

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(人委・職員課)

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。 令和3年3月26日

富山県人事委員会

委員長 川 端 康 夫

富山県人事委員会規則第9号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則(昭和33年富山県人事委員会規則第26号)の一部を次の ように改正する。

第5条第1号中「2級以上及び」を「3級以上及び」に改める。

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(人委・任用課)

富山県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 を次のように定め、公布する。

令和3年3月26日

富山県人事委員会

委員長 川 端 康 夫

富山県人事委員会規則第10号

富山県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改 正する規則

富山県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年富山県人事 委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項第8号中「期間内における人事委員会の定める日を除いて原則とし て連続する3日」を「期間(任命権者が特に必要があると認める会計年度任用職員 にあっては、6月1日から10月31日までの期間内で任命権者が定める期間)内にお いて人事委員会の定める期間」に改める。

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(人委・職員課)

県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を次 のように定め、公布する。

令和3年3月26日

富山県人事委員会

委員長 川 端 康 夫

富山県人事委員会規則第11号

県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する規則の一部を改正す る規則

県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する規則(平成4年富山県人事委員 会規則第48号)の一部を次のように改正する。

第7条第2号を次のように改める。

(2) 期末手当及び勤勉手当に関する規則(平成18年富山県人事委員会規則第271 号) 第2条第3号、第4号、第9号又は第10号に掲げる職員として在職した期 間

第9条第2項を削る。

第15条第2項を削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する規則 第9条第2項及び第15条第2項の規定は、この規則の施行の日の前日までに交付 された人事異動通知書については、なお、その効力を有する。

(人委・職員課)

県職員及び県費負担教職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則 を次のように定め、公布する。

令和3年3月26日

富山県人事委員会

委員長 川 端 康 夫

富山県人事委員会規則第12号

県職員及び県費負担教職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改 正する規則

県職員及び県費負担教職員の自己啓発等休業に関する規則(平成19年富山県人事委員会規則第314号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項を削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の県職員及び県費負担教職員の自己啓発等休業に関する 規則第9条第2項の規定は、この規則の施行の日の前日までに交付された人事異 動通知書については、なお、その効力を有する。

(人委・職員課)

県職員及び県費負担教職員の配偶者同行休業に関する規則の一部を改正する規則 を次のように定め、公布する。

令和3年3月26日

富山県人事委員会

委員長 川 端 康 夫

富山県人事委員会規則第13号

県職員及び県費負担教職員の配偶者同行休業に関する規則の一部を改 正する規則

県職員及び県費負担教職員の配偶者同行休業に関する規則(平成26年富山県人事委員会規則第484号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項を削る。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 この規則による改正前の県職員及び県費負担教職員の配偶者同行休業に関する 規則第10条第2項の規定は、この規則の施行の日の前日までに交付された人事異 動通知書については、なお、その効力を有する。

(人委・職員課)

級別職務に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。 令和3年3月26日

富山県人事委員会

委員長 川 端 康 夫

富山県人事委員会規則第14号

級別職務に関する規則の一部を改正する規則

級別職務に関する規則(平成28年富山県人事委員会規則第 538号)の一部を次の ように改正する。

別表第1中

Γ			共通	係長	係長	室長補佐	総合交通	室長(他	次長(他	局長(他	総合政策
		庁					政策室次	の職務の	の職務の	の職務の	局長
				主査	主査	課長補佐	長	級の欄に	級の欄に	級の欄に	
								掲げる職	掲げる職	掲げる職	経営管理
							課長	を除く。)	を除く。)	を除く。)	部長
							-11-1	for Lelik deleterators	A	±= ₩ //!	folio P ² I.
							班長	危機管理	企画調整	部長(他	政策監
								監代理	室長	の職務の	
										級の欄に	
								検査室次	地方創生・	掲げる職	
								長	中山間対	を除く。)	
								for the	策室長		
								参事		会計管理	
									観光振興	者	
									室長	6- 111 feb	
										危機管理	
									総合交通	監	
									政策室長		
										教育・ス	
									情報企画	ポーツ政	
									監	策監	
									企業誘致	理事	1
1	- 1	L							専門監		

を

Γ	本	共通	係長	係長	室長補佐	総合交通	室長(他	次長(他	局長(他	知事政策
	庁					政策室次	の職務の	の職務の	の職務の	局長
			主査	主査	課長補佐	長	級の欄に	級の欄に	級の欄に	
							掲げる職	掲げる職	掲げる職	経営管理
						課長	を除く。)	を除く。)	を除く。)	部長
						班長	危機管理	成長戦略	部長(他	
							監代理	室長	の職務の	
							III. 1 4-11		級の欄に	
							検査室次	デジタル	掲げる職	
							長	化推進室	を除く。)	
								長		
							参事		会計管理	
								働き方改	者	
								革・女性		
								活躍推進	危機管理	
								室長	監	
									am ala	
								ワンチー	理事	
								ムとやま		
								推進室長		
								総合交通		
								政策室長		
								-XXX		
								観光振興		
								室長		
								情報企画		
								監		
								A 3863471		
								企業誘致		l lı
	1							専門監		L

に、

Γ	砺波土木センター	建築課長	管理検査 課長補佐	次長	所長		
				管理検査 課長			
				工務第一課長			

п	砺波土木センター	建築課長	管理検査	次長	所長		
1	明収工ホビング	建采帐区	課長補佐	TA DE	17110		
			DICK III III	管理検査			
				課長			
				施設管理課長			
				珠女			
				工務第一			
				課長			

に、同表備考第1項中「総合政策局長、」を「知事政策局及び」に改め、「及び政 策監」を削る。

別表第6中

Γ	本 共通	理事	
	庁		
		参事	

を

Γ	本共通		理事	
),1		参事	
			健康対策室	
			長	

に改める。

別表第7中

教	小学校、中学校及び特別支援	技師	技師	主任	主任	副主幹		
育	学校							
委		学校栄養	学校栄養					
員		職員	職員					
会								

を

Γ	教	小学校、	中学校及び特別支援	技師	技師	主任	主任専門	副主幹		1
	育	学校					員			
	委			学校栄養	学校栄養			上席専門		
	員			職員	職員		主任	員		
	会									1

に改め、同表備考を同表備考第2項とし、同表備考に第1項として次の1項を加え る。

1 厚生センターの支所長については、人事委員会が認める場合にあっては、 職務の級を7級とすることができる。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(人委・職員課)

富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則 を次のように定め、公布する。

令和3年3月26日

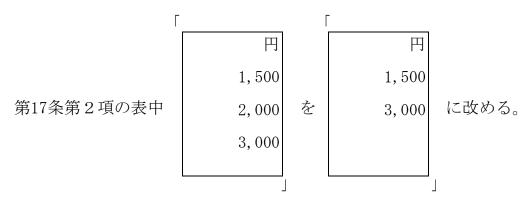
富山県人事委員会

委員長 川 端 康 夫

富山県人事委員会規則第15号

富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改 正する規則

富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則(令和2年富山県人事 委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。



別表第5中「23日」を「23日(当該月の23日が祝日法による休日に当たる場合は 、26日) 」に改める。

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(人委・職員課)

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。 令和3年3月26日

富山県人事委員会

委員長 川 端 康 夫

富山県人事委員会規則第16号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則(平成18年富山県人事委員会規則第 261号)の一部を次のように改正する。

別表第1知事部局の項中

総合政策局長、政策監、危機管理監、教育・スポーツ政策監、観光・交通振興局長及び本庁の部長

を

知事政策局長、危機管理局長、危機管理監、地方 創生局長及び本庁の部長

に、

総合政策局の次長、観光・交通振興局次長及び本 庁の部の次長 企画調整室長 地方創生・中山間対策室長 観光振興室長 総合交通政策室長

を

知事政策局の次長、地方創生局次長及び本庁の部 の次長 成長戦略室長 デジタル化推進室長 働き方改革・女性活躍推進室長 ワンチームとやま推進室長 総合交通政策室長 観光振興室長 健康対策室長

に、「施設管理課長(富山・高岡)」を「施設管理課長(富山・高岡・砺波)」に 改める。

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(人委・職員課)

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。 令和3年3月26日

富山県人事委員会

委員長 川 端 康 夫

富山県人事委員会規則第17号

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則

寒冷地手当に関する規則(平成18年富山県人事委員会規則第 267号)の一部を次のように改正する。

別表中

Γ	立山町立立山芦峅小学校	中新川郡立山町芦峅寺8	
	南砺市立井口小学校	南砺市蛇喰1001	1

を

立山町立立山芦峅小学校	中新川郡立山町芦峅寺8

に、

Γ	富山市立楡原中学校	富山市楡原 405	
	南砺市立井口中学校	南砺市蛇喰1001	

を

「富山市立楡原中学校	富山市楡原 405	
------------	-----------	--

に、

|--|

を

Γ	南砺市立平中学校	南砺市下梨 446	
	南砺市立南砺つばき学舎	南砺市蛇喰1001	

に改める。

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(人委・職員課)

特殊勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。 令和3年3月26日

富山県人事委員会

委員長 川 端 康 夫

富山県人事委員会規則第18号

特殊勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当等に関する規則(昭和48年富山県人事委員会規則第 158号)の一部 を次のように改正する。

第3条第1項の表中

Γ					児童福祉司及び児童心理司	10,500円
児	童	相	談	所	児童の一時保護業務に従事す ることを常例とする職員	給料月額の 4 に相当 する額(当該手当の額 が10,500円を超えると
						きは10,500円、 6,400 円に達しないときは 6,400円)

を

児童	相談所	児童福祉司、児童心理司、保 健師、福祉指導員、保育士及 び児童の一時保護業務に従事 することを常例とする職員	20,000円
----	-----	---	---------

に、同項第2項中「とする」を「と、「20,000円」とあるのは「20,000円に勤務割 合を乗じて得た額」とする」に改める。

第5条第1項の表中「マツサージ師」を「言語聴覚士」に、「歯科技工士」を「視能訓練士、歯科技工士」に改める。

第10条を次のように改める。

(感染症等防疫手当)

- 第10条 条例第20条第1項第1号の人事委員会規則で定める感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第 114号)第6条第2項から第4項までに規定する感染症及び新型コロナウイルス感染症(条例附則第10項に規定するものをいう。附則第20項において同じ。)とする。
- 2 条例第20条第1項第1号の人事委員会規則で定める家畜伝染病は、家畜伝染病 予防法(昭和26年法律第 166号)第2条に規定する家畜伝染病のうち、流行性脳 炎、狂犬病、炭疽、ブルセラ症、鼻疽、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ及び低 病原性鳥インフルエンザとする。

- 条例第20条第1項第1号の人事委員会規則で定める防疫作業は、豚熱(前項に 規定する豚熱をいう。以下この項において同じ。)にかかつている野生いのしし 又は豚熱にかかつている疑いのある野生いのししの死体の運搬若しくは埋却又は 捕獲現場等の消毒の作業とする。
- 4 条例第20条第2項の人事委員会規則で定める額は、勤務1日につき 300円(心 身に著しい負担を与える作業として人事委員会が定める作業に従事した場合にあ つては、1,100円)とする。

第16条第1項の表中「総合政策局」を「危機管理局」に改める。

附則第20項中「新型コロナウイルス感染症(条例附則第10項に規定する「新型コ ロナウイルス感染症」をいう。以下この項及び次項において同じ。)に感染するお それのある区域として人事委員会規則で定めるもの」を「人事委員会規則で定める 区域」に改める。

附則第21項中「新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するた めに緊急に行われた措置に係る作業で人事委員会規則で定めるもの」を「人事委員 会規則で定める作業」に改める。

附則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第5条第1項、第10条第3項及 び第16条第1項の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の特殊勤務手当等に関する規則(以下この項において 「改正後の規則」という。)第3条の規定は令和2年4月1日から、改正後の規 則第10条第4項の規定は令和3年1月22日から適用する。

(人委・職員課)

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布す る。

令和3年3月26日

富山県人事委員会

委員長 川 端 康 夫

富山県人事委員会規則第19号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年富山県人事委員会規則第84号)の一部 を次のように改正する。

別表第1知事部局の項中「、政策監」及び「、教育・スポーツ政策監」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(人委・職員課)

富山県人事委員会告示第4号

選考により採用又は昇任させる職の範囲についての一部改正について 選考により採用又は昇任させる職の範囲について(昭和33年富山県人事委員会告 示第7号)の一部を次のように改正する。

令和3年3月26日

富山県人事委員会

委員長 川端 康夫

別表第5項を次のように改める。

- 5 診療放射線技師及び臨床検査技師 別表第17項を次のように改める。
- 17 職業訓練指導員

附則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

富山県人事委員会告示第5号

選考の委任についての一部改正について

選考の委任について(昭和33年富山県人事委員会告示第6号)の一部を次のよう

に改正する。

令和3年3月26日

富山県人事委員会

委員長 川端 康夫

第1号ウ中「別表の11、12、17、18及び23の職」を「別表の11、12及び23の職」 に改める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

Щ